

第1章 序論

1 計画策定の趣旨

21世紀を迎え、科学技術の高度化・情報化や国際化が進み、生活の利便性や物質的な豊かさがもたらされた一方、身体を動かす機会が減少し、体力や運動能力が低下傾向にあるといわれています。また、少子・高齢化や核家族化の進展により人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大しています。

現代社会においてスポーツは、記録や勝敗を競う競技としての存在ばかりでなく、社会の変化に伴う運動不足やストレスの解消、自己啓発、家族や地域社会とのふれあいなど心身両面の健全な発達に不可欠なものとなっています。週休2日制や完全学校週5日制の定着により、主体的に自由時間を活用し、精神的にも豊かな生活を築こうとする意欲の高まりが、多様な目的のもとにスポーツに取り組もうとしている人々を増加させています。

近年、全国大会に出場する選手の増加とともに、国際大会に出場する選手も現われるようになってきました。選手が自己の限界に臨み、能力を最大限に発揮する姿は、みる人々に感動や夢を与えてくれます。

この計画は、平成21年10月に安城市が実施したスポーツに関する意識調査（以下「基礎調査」という。）及び同年11月に実施した総合計画に関する市民アンケート調査（以下「アンケート調査」という。）の結果を踏まえ、市民一人ひとりがスポーツを生涯にわたって継続的に実践できる環境を整備するとともに、市民の自発的なスポーツ活動を支援する施策を、国・県の計画及び第7次安城市総合計画（1）や関連計画と整合性を図りながら、体系的・計画的に推進するため策定するものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、基本構想・基本計画・実施計画により構成します。

（1）基本構想

安城市のスポーツ振興の目標となるべき基本理念と、実現に向けた基本的施策の体系をまとめた基本方針を示します。

（2）基本計画

基本構想において設定された、目標や基本的施策を実現するために必要な具体的な施策を体系的に示します。

（3）実施計画

基本計画の年次ごとの達成目標を示し、計画実現の指針を示します。

計画の期間は、第7次安城市総合計画と連動するため、平成17年度（2005年）から平成26年度（2014年）までの10年間とし、社会情勢の変化に対応するため、5年を経過した平成22年度（2010年）を目途に見直しをすることとします。

3 計画の位置付け(上位計画・関連計画との関係)

この計画は、スポーツ振興法に基づく国の「スポーツ振興基本計画（2）」、県の「スポーツあいち さわやかプラン（3）」を受けて策定され、両計画に掲げられている「生涯スポーツ（4）社会の実現」に向けた取り組みとしての総合型地域スポーツクラブ（5）の育成を考慮しつつ、安城市独自のスポーツ振興計画として位置付けられるものです。

また、平成17年度からの第7次安城市総合計画の「個性と文化を育む環境づくり（スポーツ）」として位置付けられ、本市における関連計画との整合性を図ります。